

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年11月13日 07時00分ごろ
発生場所	静岡県静岡市三保埼東方沖 清水灯台から真方位038° 780m付近 （概位 北緯35° 00.9′ 東経138° 32.1′）
インシデントの概要	プレジャーボート仁榮丸は、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 仁榮丸、5トン未満（長さ5.52m） 242-11895 静岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力103.0kW、回転数毎 分5,500、2気筒、ボア90mm、使用燃料ガソリン、機関製造 年月日不詳、昭和62年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視程 約20km 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣り場を移動することとし、三保埼東方沖を航行中、船外機が金属音を発して停止した。 船長は、船外機の燃料系統等を点検し、始動を試みたものの、セルモーターが僅かに回るが、始動できなかった。 本船は、船長が船外機の運転を断念して118番通報し、来援した巡視艇によって静岡市清水港にえい航された。 船外機は、本インシデント後、シリンダヘッドに割損が認められた。 本船は、船舶所有者が本インシデントの約12年前に中古で購入した後、整備されておらず、1か月に1回の試運転が行われていた。 船外機製造会社によれば、シリンダヘッドは、冷却海水システムの閉塞による過熱、又はヘッドの締め付けボルトの締め過ぎによって割損を生じる可能性があるとのことであった。
分析	本船は、航行中、船外機が整備されていなかった中、シリンダヘッドに割損を生じ、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>船外機は、冷却海水系統の閉塞によって過熱され、シリンダヘッドに割損を生じた可能性があると考えられるが、船舶所有者から情報が十分に得られなかったことから、シリンダヘッドに割損を生じた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、船外機が整備されていなかった中、シリンダヘッドに割損を生じ、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に船外機を開放整備すること。